

2006 年 2 月 17 日  
新日本婦人の会

新日本婦人の会は、第 50 回国連女性の地位委員会（CSW）開催にあたり、国連が創設当初から男女平等・女性の地位向上を優先課題に位置づけ、特に 1975 年の国際婦人年以降「平等・開発・平和」を掲げてとりくみをすすめていることに、あらためて敬意と支持を表明します。

1962 年の創立以来、私たち新日本婦人の会は核兵器廃絶、女性・子どもの権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げて活動しています。また国連経済社会理事会の特別協議資格をもつ NGO として、世界女性会議や国連女性の地位委員会に参加しています。

アジア・太平洋地域に多大な犠牲をもたらした侵略戦争への反省から二度と戦争はしない、武力は持たないと誓った日本国憲法と、被爆の悲惨な経験をもつ国の女性 NGO として、私たちはいま、日本国憲法の平和原則を世界に発信し、原子爆弾の廃棄をうたった国連決議第 1 号採択 60 周年の今年こそ、核兵器全面禁止・廃絶の国際協定締結の実現をめざし、内外の団体と共同しながらとりくみをすすめています。また、平和で公正な社会をもとめる声が世界の大きな流れになりつつある一方で、国連憲章が掲げる平和のルールを無視し他国への武力介入や威嚇を行なう動きが一部にあることは、重大です。地球規模で進められている米軍再編のもとで、日本でも 130 をこえる在日米軍基地の再編と機能強化の計画が実行されようとしています。基地周辺の自治体がこぞって反対の声を上げ、住民と一体となって運動を展開しています。私たち新日本婦人の会も各地で米軍再編反対の共同行動を広げています。戦争も核兵器もない世界の実現は、女性の権利と地位向上の確かな保証です。紛争や戦争の最大の被害者である女性は同時に、紛争解決や平和の推進に大きな力を発揮できることは、いまや世界の共通の認識になっています。私たちは引き続きすべての人びとの人権、とりわけ平和に生きる権利が保証される社会の実現のために、力を尽くします。

私たちは、北京宣言・行動綱領と、第 23 回国連女性特別総会（北京+5）成果文書の内容が再確認され、国連、国際諸組織、各国政府、市民社会・NGO が実施のために努力していることを歓迎すると同時に、大きな障害に直面している現実を憂慮します。第 50 回 CSW のふたつのテーマについて、日本の現状をふまえながら、問題点を指摘したいと思います。

（1）開発における女性の参加拡大：教育、健康、労働などの分野で男女平等の実現と女性の地位向上のための環境づくり

2005 年 10 月の「開発への女性の参加促進」専門家会合はよりよい教育、医療・健康サービスへのアクセス、労働、特に家庭外での労働が女性の開発にとって決定的に重要な条件であること、労働が女性の医療・健康や教育・訓練などのサービスへのアクセスの入り口であり、教育と医療は特に公的部門での女性の雇用分野になっていると述べています。そのうえで、緊縮予算や福祉サービスの民営化を含む経済調整政策が、公的部門の雇用の機会を脅かしている現実を指摘しています。経済の「グローバル化」の名のもとで、すべてを市場原理にゆだねる新自由主義の政策が地域間、国家間、国内での貧富の差を広げています。世界第 2 位の経済力をもつ日本でも、利益追求を最優先し徹底的なコスト削減をおこなう大企業と、それを後押しする政府の規制緩和政策によって、正規雇用の非正規雇用への置き換えが進み、労働者の 3 人に 1 人、女性労働者はその 52%、若者の 47% がパートや派遣など非正規雇用におかれ、極端な低賃金や無権利の状態におかれています。もともと男女間の賃金格差が大きいうえに、非正規雇用がすすむことで、女性の経済的自立や将来の生活の保証の土台が脅かされています。先進国、開発国を問わず経済格差を広げ女性の経済的エンパワーメントに大きな障害をもたらしている市場原理優先、規制緩和の

政策を見直し、公的サービスの充実がもたらされています。

各国政府が、北京行動綱領と成果文書の合意とミレニアム開発目標、女性差別撤廃条約や女性差別撤廃委員会の一般的勧告、女性に関わる ILO 条約などを、具体的な計画をもって全面的に実施することをもとめます。

## (2) あらゆるレベルでの意思決定における男女の平等な参加

さまざまな分野への女性の進出がはかられ、社会開発や環境保護や福祉などの分野や紛争解決や平和構築において、女性は大きな役割を果たしています。一方、特に政治における意思決定への参加は依然として低いレベルにとどまっています。昨年 9 月の「意思決定過程への男女の平等な参画」専門家会合は、1995 年から 2005 年の 10 年間に女性議員の割合は全体として 11.3% から 15.7% に増加しているが、指導的立場における女性の割合は低いことを指摘し、その原因として家事や育児など家庭的責任の多くを女性が担っていること、家庭でも職場でも昇進やエンパワーメントの機会がじゅうぶん与えられていないことをあげています。また、ビジネスや科学、政治など伝統的に男性優位の分野では、女性が最高責任者としての職務につくことはまれであり、女性閣僚の多くは社会、家族や文化の担当に限られていることも指摘しています。

女性の意思決定への参加を高めるために、各国政府が、比例代表制度を導入するなど選挙制度の見直しと保育や介護の公的サービスの拡充、男女がともに家庭責任を担える環境づくりにいっそう努力することが必要です。ジェンダーの主流化をすすめる上で、男女を問わずジェンダーに敏感な視点を持ち、ジェンダー平等を推進する立場にたつ議員や政治指導者がもたらされています。政治指導者、国会議員など国の政策立案・決定に責任を負う人々のジェンダー平等に関する意識の向上、そのための教育・訓練が重要です。

この点で、現在日本では、北京行動綱領など女性分野での国際合意や女性差別撤廃条約を否定し、日本政府みずから策定した男女共同参画社会基本法にも異議をとなえる国会議員が政府の要職や男女共同参画を担当する部署に配置されるという、きわめて異常な事態が起きていることを指摘したいと思います。ジェンダー・バイアスがないという意味で使われている「ジェンダー・フリー」という言葉を、家族や伝統を否定する一部の過激なフェミニストの用語として攻撃し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの立場にたつ性教育や自治体での男女平等条例の制定を妨害する動きも深刻です。また、昨年秋の総選挙で、自民党が党内の郵政民営化反対派にたいする「刺客」として女性候補を多数擁立しました。その結果、衆議院での女性議員数は戦後最多の 43 人となりましたが、社会的格差を広げる構造改革路線を強行する小泉首相の意に沿う候補として当選したこれらの女性国会議員は、日本国憲法や国際的到達点にたつて女性の人権や地位向上を推進する立場にはなく、女性の政治参画の前進として評価することはできません。女性を政治的に利用するやり方も、許されません。私たちは国際合意に反する国内でのこうした動きをきびしく批判し、内外の女性 NGO や市民社会と共同しながら、女性の権利と地位向上のために力を尽くします。

最後に、平和の推進における女性の役割を認識し、「紛争の予防、管理、解決のための国内、地域、国際的制度とメカニズムのすべての意思決定レベルへの女性の参加を高めることを保証する」とした国連安全保障理事会の 1325 決議の重要性をあらためて強調します。各国政府がこの決議の内容の周知と実行を具体的にすすめること、国連憲章を遵守し、あらゆる紛争や問題の平和解決という原則をつらぬき、戦争のない平和で公正な世界の実現にとりくむことをもとめます。